

1. 事実の概要¹

被告人は、共犯者と共謀の上、営利の目的で、覚せい剤を収納した缶をポストンバッグに隠して航空機に積み込むなどし、覚せい剤を日本へ輸入するとともに、税関職員の検査を受けた際、覚せい剤を携帯している事実を申告しないまま検査場を通過して輸入しようとしたが、同職員に発見されたため、これを遂げることができなかった。

この事件は、マレーシアから日本に入国した覚せい剤の運び屋たる被告人に、覚せい剤密輸の罪(覚せい剤取締法等違反)が成立するか否かが問われ、その中でも被告人の覚せい剤の認識、すなわち覚せい剤密輸の故意(以下、単に「故意」と記す。)の有無が争点となった。第 1 審判決(裁判員裁判)は、検察官が主張した故意を裏付けるための間接事実を 6 点に分類して、各間接事実が被告人の故意を証明する力が弱いということを示し、被告人を無罪とした。他方、検察官が事実誤認を主張して控訴した結果、原審判決は、第 1 審判決の間接事実の評価等に関して是認できないとして総合評価により故意を認定し、一転して被告人の主張をしりぞけ、原判決を破棄して懲役 10 年を言い渡した。

2. 判旨

刑訴法は控訴審の性格を原則として事後審としており、控訴審は第 1 審と同じ立場で事件そのものを審理するのではなく、当事者の訴訟活動を基礎として形成された第 1 審判決を対象とし、それに事後的な審査を加えるべきである。第 1 審において、直接主義・口頭主義の原則が取られ、争点に関する証人を直接調べ、その際の証言態度等も踏まえて供述の信用性が判断され、それらを総合して事実認定が行われることが予定されていることに鑑みると、控訴審が第 1 審判決に事実誤認があるというためには、第 1 審判決の事実認定が論理則、経験則等に照らして不合理であることを具体的に示すことが必要である。

このことは、裁判員制度の導入を契機として、第 1 審において直接主義・口頭主義が徹底された状況においては、より強く妥当する。

3. 意義

一般的に覚せい剤密輸の運び屋は、バッグ等の中身を見ることなく、あるいは、覚せい剤が包装された容器に入っているため中身を確認することができずそのまま運んでくるため、「中に覚せい剤が入っている(かもしれない)」という(未必の)故意があったとしても、取り調べや裁判では「知らなかった」の一点張りが可能となる。そして、当該被告人の主張を退ける決定的証拠がない場合には、「疑わしきは罰せず」という刑事裁判の大原則に従えば、運び屋は故意が認定できず、無罪とするしかないことになる。実際にも、無罪判決が増加している傾向にある。特に裁判員裁判になると、なかなか有罪判決を下さないようにしようという心理が働くのか、事実の評価のしかたによって無罪判決が導かれる傾向が多く、覚せい剤の運び屋の裁判は裁判員裁判に向いていないともいわれている。

他方で、裁判員が悩みぬいて出した判決が頻繁にすぐに控訴審でひっくり返されるということは、一般国民の判断の否定あるいは排除とも読み取れる。これでは、一般国民が裁判に参加して判決に関わることによる司法に対する国民の理解増進と信頼確保という、裁判員制度導入の意義²を没却してしまいかねない。また、裁判官も、法律的知識に秀でているという点を除いては裁判員と同じ人間であり、裁判員の判断だけを特に否定することにも疑問を感じる。

本判決は、上記判旨にもあるように、裁判員裁判か否かに拘わらず第 1 審の果たす役割、それを前提とした控訴審のあり方をはっきりと示したものである。これは、先述した裁判員制度と覚せい剤裁判の関わり方に関する悩みをある程度解決の方向へ導いたと評価でき、大変重要な判決であると考えられる。

今後も裁判員制度において様々な問題が浮き彫りになってくることが十分に考えられるが、本判決の示した‘三審制の役割分担’を常に念頭に置きながら、冷静に対処していくべきである。

以上

¹ 最高裁判所刑事判例集 66 巻 4 号 559 頁。

² 法務省ホームページ(http://www.moj.go.jp/keiji1/saibanin_seido_gaiyou01.htm)参照。